

大泉町商工会/群馬県商工会連合会事業
消費税軽減税率制度対策セミナー

参加費
無料

消費税軽減税率制度について

令和元年10月から、消費税の軽減税率制度が実施されます。

対象品目や請求書の記載方法、税額の計算の仕方、そして、日々の取引や経理に関する消費税軽減税率制度の対策セミナーを計画しました。[この機会にぜひ、ご参加下さいますよう](#)ご案内いたします。

※軽減税率制度は[全ての事業所](#)の方に関係があります。

開催日：令和元年 **11月6日**（水）**15時～16時**

会場：大泉町商工会 2階大会議室

（住所：邑楽郡大泉町吉田 2467 ☎0276-62-4334）

講師：館林税務署 法人課税第一部門 国税調査官 様

内容：・軽減税率対象品目とは？

・帳簿、請求書等の記載方法

対象者：会 員

（従業員及び家族を含む）

定 員：30名（定員になりしだい締め切ります）

受講料：無 料

申込み：下記申込書に記入し、商工会宛てにFAX願います。

締 切：10月31日（木）16時まで

大泉町商工会 行（FAX.0276-62-3619）

切り取らずにこのままFAXしてください

軽減税率制度対策セミナー受講申込書

令和元年 月 日

事業所名			
受講者氏名		業 種	
住 所		T E L	

◆ 記入された個人情報、セミナー事業以外での目的では使用しません。欄が不足する場合は、コピーの上、お申込み下さい。